

令和3年7月13日

特定非営利活動法人
消費者支援ネットワークいしかわ
理事長 橋本 明夫 殿

金沢市尾張町1丁目9番11号
尾張町レジデンス204号
弁護士法人尾張町法律事務所
株式会社テルス&クイーン
代理人弁護士 栗田真人



回答書

前略 貴法人の令和3年7月6日付「消費者契約法第41条1項に基づく請求書」について、下記のとおり回答します。

- 1 貴社から指摘された約款中の条項については、削除した上で、当該約款に基づく運用は一切行わないこととする。
- 2 前項の措置について、従業員には、文書その他適宜の方法で周知することとする。

なお、上記措置は、令和3年7月14日に社内周知を行い、同月15日から実施する予定である。

草々